

第8期

地域密着型サービス公募要領

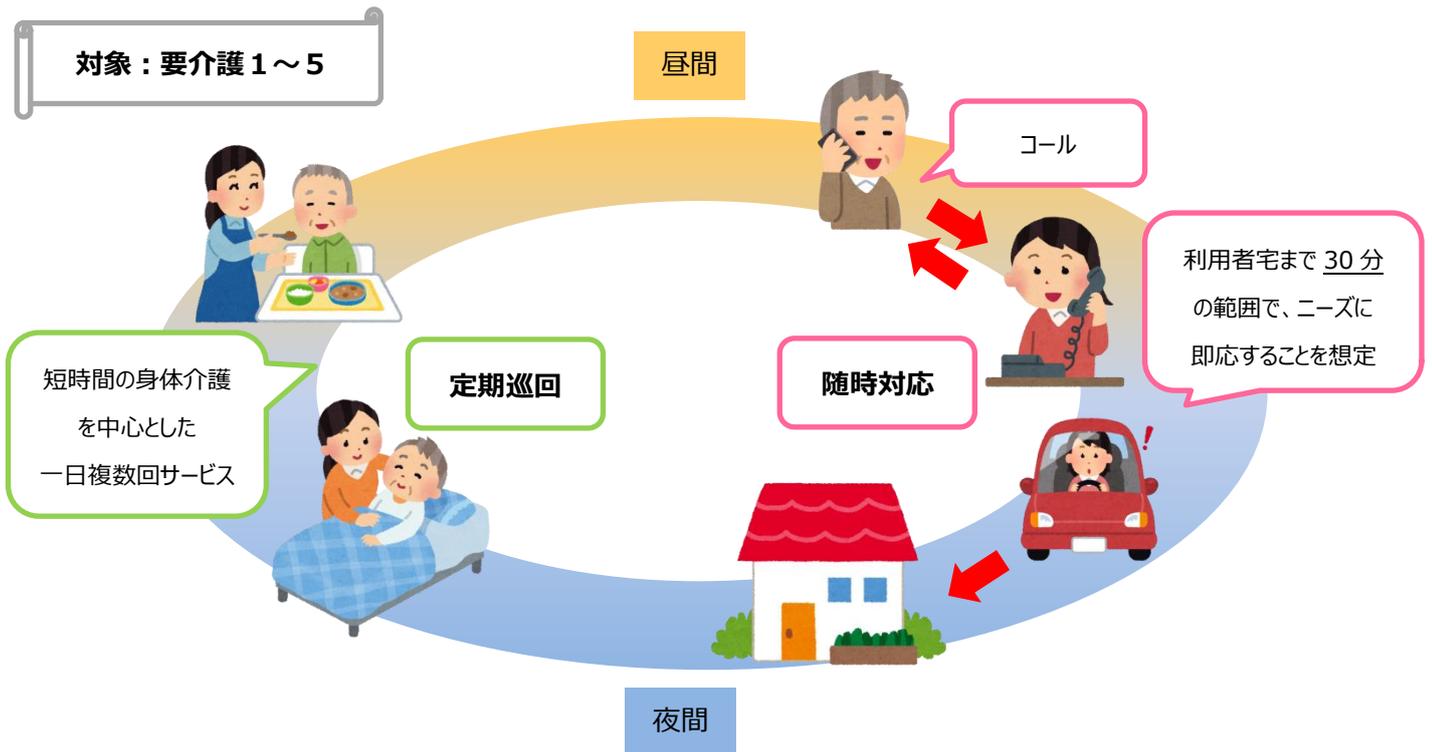
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

令和4年8月

宗像市健康福祉部介護保険課

目次

1 公募要領	P2～8
2 評価基準	P9～14
3 人員・設備基準等	P15～17
4 参考資料（第8期日常生活圏域一覧表）	別添



1 はじめに（地域密着型サービスの指定について）

本市では、第8期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を図る予定としています。

本公募は、上記に基づき、地域密着型サービスを提供する事業所の整備を図るため実施するものです。以下に、募集内容等を示しますので、地域密着型サービスの理念、第8期計画の内容、その他関係法令等を十分ご理解のうえ、ご応募ください。

～「第8期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」より抜粋～

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

令和2年現在、市内に事業所はありません。いずれも定期的な巡回訪問と通報による随時対応型の訪問を行うサービスですが、地域包括ケアシステムを推進するため、市内の1圏域以上を対象とし、1か所の整備をめざします。

圏域	定員数（実績）	定員数（計画値）		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
未指定	0人	0人	0人	30人

2 公募の対象事業について

以下の内容のサービスを整備・運営する事業者を1事業者選定します。

公募するサービスの種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1カ所 ※一体型・連携型ともに可 ※夜間対応型訪問介護との同時指定可
実施区域	圏域未指定（市内の1圏域以上を対象）

3 公募の対象者について（応募資格）

法人のみです。法人種別は問いません。

地域密着型サービス事業者については、法人でなければ指定をすることができません。

4 応募・開設スケジュール（予定）

広く事業者を募集するため、概ね2～3ヶ月ごと（第1～4回）に応募を締め切ります。
各回の「②応募書類の提出期限」後に、宗像市ホームページに応募状況を掲載します。

(1) 応募書類の提出があった場合…その回以降の募集は停止します

（指定（候補）事業者が決まらなかった場合等は、募集を再開する場合があります）

(2) 応募書類の提出が無かった場合…引き続き募集を継続します

実施内容	第1回	第2回	第3回	第4回
① 申込意向確認書の提出期限 ※ 17:00まで	令和4年 9月30日(金)	令和4年 12月28日(水)	令和5年 2月28日(火)	令和5年 4月28日(金)
② 応募書類の提出期限（法人担当者持参） ※ 17:00まで	令和4年 10月31日(月)	令和5年 1月31日(火)	令和5年 3月31日(金)	令和5年 5月31日(水)
③ 介護保険課による書類審査・ヒアリング	令和4年 11月～12月	令和5年 2月～3月	令和5年 4月～5月	令和5年 6月～7月
④ 選考委員会による審査（プロポーザル方式） ※ 応募事業者によるプレゼンテーション実施	令和5年 1月	令和5年 4月	令和5年 6月	令和5年 8月
⑤ 介護保険運営協議会地域密着型サービス部会審議	令和5年 1月～2月	令和5年 4月～5月	令和5年 6月～7月	令和5年 8月～9月
⑥ 指定（候補）事業者決定・決定通知・公表 ※ 指定（候補）事業者は宗像市ホームページにて公表	令和5年 2月	令和5年 5月	令和5年 7月	令和5年 9月
⑦ 事業開設の準備	令和5年 2月～	令和5年 5月～	令和5年 7月～	令和5年 9月～
⑧ 指定申請 ※ 指定日の3ヶ月前末日までに提出				
⑨ 書類審査・現地確認				
⑩ 事業所指定・開設 ※ 指定は毎月1日が原則		令和5年度中に指定・開設		
		※ 最終申請締切は令和5年12月31日		
		※ 最終指定年月日は令和6年3月1日		

①応募する場合は、必ず申込意向確認書を提出してください（メール・FAX可）。申込意向確認書提出前に、他法協議（宗像市都市再生課・北九州県土整備事務所）を実施してください。

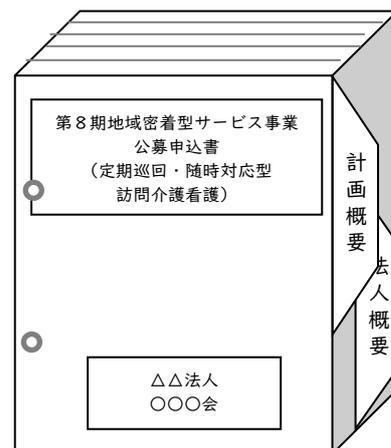
申込意向確認書の提出期限：各回の提出期限日の17:00まで（期限厳守）

②応募書類は、必ず法人担当者が、事前連絡のうえ、窓口持参にて提出してください（郵送不可）。

応募書類の提出期限：各回の提出期限日の17:00まで（期限厳守）

5 応募書類について

- (1) 別添の「第8期地域密着型サービス公募様式 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 応募書類様式集」のとおり提出してください。
- (2) 応募提出書類は返却しません。また、この応募に関する費用（書類作成及び証明にかかる費用負担等）については、応募事業者の負担とし、本市は一切負担しません。
- (3) 提出部数は、正本1部です。
- (4) 提出書類の体裁は、以下のようにお願いします。
 - ① 各書類は、証明書類など既定のものや図面等を除き原則A4版に統一
 - ② 提出書類一覧表の順番に並べる
 - ③ 項目ごとに文字表記のインデックスを付ける
 - ④ 提出書類は左側に穴をあけてフラットファイルに綴じ、表紙及び背表紙に、「第8期地域密着型サービス事業公募申込書（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）」と法人名を記載すること



※応募提出書類の様式データは宗像市ホームページに掲載しています

<http://www.city.munakata.lg.jp/w025/060/20150507184031.html>
トップページ > 健康・保険・福祉・子育て > 年金・医療・介護 > 介護保険 > 事業者向け
> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・特別養護老人ホーム開設事業者公募

6 選考方法と結果について

- (1) 指定（候補）事業者の選定は、選考委員会で候補事業者を選定した後、宗像市介護保険運営協議会地域密着型サービス部会に諮ったうえで、市長が決定します。
 - (2) 選定する指定（候補）事業者は、1事業者のみとします。
 - (3) 審査にあたっては、別添「評価基準」に沿って審査を行います。
 - (4) 選定結果は応募された全事業者へ文書で通知します。
 - (5) 審査結果によっては、指定（候補）事業者が選定されない場合があります。
- ※指定（候補）事業者として選定された場合においても、審議の過程で、計画内容に改善を要する事項を指摘される場合があります。この場合は、事業開始までに必ず改善を行ってください。

7 整備の方針（応募要件）について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、本市介護保険事業計画に沿って、計画的に整備を進めていく必要があることから、設置を希望している全ての事業者から事業計画書を提出していただき、審査のうえ事業者を決定します。

- (1) 事業設置区域は市内の1圏域以上を対象とします。
※圏域については「第8期日常生活圏域一覧表」にてご確認ください。
- (2) 事業所の開設については、各種法令を遵守し、原則として令和5年度中に開設することとします。
- (3) 応募者について
 - ① 宗像市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第4条（暴力団関係者の排除）の規定に該当しないこと。
 - ② 介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しないこと。
 - ③ 法人に国税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。その代表者が本市市税の納付義務者である場合、市税の滞納がないこと。また、本市市税の納税義務者でない場合は、別添「宗像市税の納税義務者ではないことの申出書」を提出すること。
 - ④ 法人が運営する事業所に対し、国・県・市から指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること。
 - ⑤ 介護給付費等返還金がある場合は、誠実に対応し、速やかに返還していること。
- (4) 資金計画について

事業所整備に必要な資金の確保については関係法令等を十分に理解して資金計画をたててください。また、自己資金の預金残高証明（申請日から遡って1ヶ月以内のもの）、借入を予定している場合は「融資予定証明」を添付してください。

 - ① 運転資金について

事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の12分の3以上に相当する額を確保できること。
※年間事業費とは別添「資金収支（見込）計算書」の支出額を算定基礎とすること。
※年間事業費は1年目の収支を基礎として差し支えないが、開設前からの職員採用なども想定して、実際に必要な運転資金を確保できること。（通帳の写しを添付してください。）
 - ② 資金収支計画について
 - ア 資金収支計画については、事業開始から3年間の計画をたてること。
 - イ 同時に新設する併設事業がある場合は、すべての併設事業について、それぞれ3年間の資金収支計画をたてること。

ウ 収入や支出については、各事業者の経営方針で計画的な見込みをたてて、利用者確保の見込みや職員の採用計画などにに基づき算定すること。

③ 補助金について

選定された指定（候補）事業者については、県の事業開設補助金を活用可能な場合は、開設準備経費を補助する予定であるため、選定後は本市の指示に従い補助金の交付申請をしてください。その場合、交付決定前には整備事業に着手することはできないため、留意してください。

(5) 事業所の設置について

- ① 土地・建物については、所有権を取得し、登記することを原則とする。
- ② 事業所運営に必要な土地・建物を賃借する場合は事業開始後、10年以上の賃借が確実であること。
- ③ 市街化調整区域は原則不可とする。（市街化調整区域を予定地とした場合、「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」の要件に該当する場合のみ受け付けます。）
- ④ 土地・建物について、支障がないか等を事前に関係部署等と協議し、別添「事業所開設予定地・建物の状況」に記載すること。
- ⑤ 登記簿謄本を提出すること

(6) 設備機器について

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に規定するオペレーション機器を備えること。

(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の人員・設備・運営基準について「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に適合していること。

(8) 事業所の人員について

- ① 開設までに所要の人員を確保できるよう、事業所職員の採用時期や募集期間等事業所の開設時期等について十分に検討すること。
- ② 事業所職員は、事前研修の期間を考慮して採用すること。

8 禁止事項と欠格事項について

以下に該当する場合は、審査を行うことなく、あるいは審査結果にかかわらず不適とします。また、指定候補事業者として選考された場合であっても適用されます。

- ① 審査等に協力しない場合（ヒアリングの欠席・追加資料提出の拒否等）
- ② 提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
- ③ 重要な事項（建設場所・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
- ④ 直接または第三者を介して審査および選考の妨げとなる行為をおこなった場合

- ⑤ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

9 応募の辞退について

書類の提出期限後、指定（候補）事業者の選定前までに、やむを得ない理由等で辞退する場合は、辞退理由を明記のうえ、法人名・代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届を提出してください（様式任意）。

※確実に事業を実施できる見込みをもって応募してください。

10 問い合わせ先・書類の提出先について

ご不明な点等は、原則としてFAXまたはメール（別添様式「地域密着型サービス公募に係る質問票」）でお問い合わせください。内容によって、折り返し電話又はQ&Aとして回答します。軽微な質問については、個別に回答する場合があります。

～ 問い合わせ先・書類の提出先 ～

宗像市健康福祉部介護保険課審査指導係 担当：安川、瀧上
〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号（市役所北館1階 ⑩番窓口）
電話：0940-36-9557 FAX：0940-36-2410
メール：kaigo-shido@city.munakata.lg.jp

11 参考資料について

(1) 条例等

- ① 宗像市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年4月1日施行）
- ② 宗像市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年4月1日施行）

※ その他関係法令を必ずご確認ください。

(2) 第8期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

<https://www.city.munakata.lg.jp/w025/050/20210419151040.html>

トップページ > 市政情報 > 各種計画 > 第8期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

(3) その他

- ① 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
- ② 独立行政法人福祉医療機構（ワムネット）ホームページ <http://www.wam.go.jp/>
- ③ 福岡県ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>
- ④ 宗像市ホームページ <http://www.city.munakata.lg.jp/>

評価基準

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所整備の評価基準（審査の着眼点）

【基本項目】 関係法令等に適合しているかなど、基本的な審査項目（必須要件）

■ 事業所開設者（法人）に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
開設者（法人）	介護保険法に基づく欠格条件	介護保険法第78条の2第4項各号に該当しないこと
	本市が定める指定条件	宗像市指定地域密着型サービス基準条例第4条（暴力団関係者の排除）
		法人に国税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。その代表者（法人を新設する場合は、代表者になる予定の者）が本市市税の納税義務者である場合、市税の滞納がないこと
	本市が定める指定条件に該当していること	法人が運営する事業所に対し、過去5年以内に指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること 介護給付費等返還金がある場合は、誠実に対応し、速やかに返還していること

■ 事業所整備の確実性に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
資金計画等	資金の確保	事業所整備の資金確保が確実であること。また、運転資金は <u>年間事業費の12分の3以上</u> の資金確保が確実であること
	償還計画及び収支計画	償還計画を含めた収支計画が適正であること
土地・建物	開設予定地	事業所の開設予定地については、運営に支障が無く、各種法令等に従い、原則として事業所開設の1月前までに竣工できる場所であること
	土地・建物の確保	土地・建物は、自己所有又は条件付売買契約書、条件付賃貸借契約書等で確実に確保できることが確認できること ※賃借の場合は10年以上の賃借が可能であること

	土地の各種法令等適合	土地は、土砂災害区域等に指定されていないなど、各種法令等に適合していること
	建物の各種法令等適合	建物は、必要な設備の有無などが建築基準法、消防法など各種法令等に適合すること（福岡県福祉のまちづくり条例にも適合すること）
地域との関係	地域住民に対する説明	地域住民（自治会や町内会など）に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること
	隣接地権者に対する説明	隣接地権者に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること
その他	通信機器及びシステムの導入	利用者がオペレーターに随時通報できる通信機器等が、随時対応サービスを行うために適当な仕様、機能となっていること。また、利用者にとって使いやすいものとなっていること

■ 事業所の指定基準等に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	指定基準等との適合	基準条例及び介護保険法等に基づく指定基準（人員基準・設備基準・運営基準）に適合すること

【評価項目】 審査において評価される項目

■ 基本方針・運営方針に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
基本方針	応募理由	介護保険地域密着型サービス事業者の公募に応募した理由
	法人の経営理念	介護保険事業を営む事業者としての経営理念
	事業所の基本方針	経営理念を具体化した事業所運営の基本方針 一体型・連携型の運営方針が明確であるか
運営方針	安定した事業運営に向けた取組み	開設予定地周辺の地域特性を踏まえ、事前の市場調査等に基づく経営策や安定かつ継続的にサービスを提供するための事業運営についての基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	利用者への情報提供・情報公開	利用者が必要な情報を容易に収集できるような情報提供や情報公開について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	利用者一人ひとりへのサービス提供	利用者本位の立場から、利用者一人ひとりへの個別・具体的なサービス提供を行うための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	サービスの質の向上策	利用者の立場に立ちながら、質の高いサービスが提供し続けられるための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	主治医との連携	看護サービスの提供にあたって求められる主治医との密接な連携について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策

	居宅介護支援事業者等との連携	利用者の在宅生活を支援するため、地域での生活全般のマネジメントを行う居宅介護支援事業者や保健医療サービスなど他のサービスを提供する者との密接な連携について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	地域包括支援センター等との連携	地域包括ケアシステムの構築に向けて、「介護・医療連携推進会議」の設置を含め、地域包括支援センター等と密接な連携を図っていくための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	職員の育成・職場環境	事業所で働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりなど基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	訪問介護看護を実現するための人員確保	定期巡回・随時対応サービスを提供するため訪問を行う介護職員・看護職員の確保について、また、連携事業所の場合は、事業者間で十分な連携体制を確保するための基本的な考え方と具体的な取組み及び見通し、それを実現し継続するための方策
	利用者の確保	安定した事業運営を継続していくための利用者増に向けた基本的な考え方と具体的な取組み及び見通し、それを実現し継続するための課題と方策
	併設サービスとの一体的な実施	併設の訪問介護や夜間対応型訪問介護等と一体的に実施するなど効率的に運営するための方策
利用者保護対策	利用者尊厳の保持	人権やプライバシーの保護、身体拘束廃止、おむつはずしなど尊厳の保持について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	苦情解決の仕組み	さまざまな苦情に対する解決の仕組みについて基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策

	緊急・事故発生時の対応	オペレーター対応時を含めた利用者の病状の急変、誤嚥・転倒など事故発生時の対応及び予防・再発防止に関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	衛生管理等の対策	日常的な衛生管理から感染症や食中毒等の防止や発生時の対応・再発防止などに関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	虐待防止対策	虐待防止や虐待対応に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	個人情報保護対策	個人情報保護に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
将来を見据えた方針（地域密着型として）	認知症高齢者ケア	認知症の症状の進行を緩和し、在宅において安心して日常生活を送ることができるための取組みなど、認知症高齢者ケアに対する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所としての創意工夫や取組みの特徴	事業所が地域に貢献していくための具体的な取組みや、家族や地域に開かれた事業所とするための方策など、ソフト面における先見性・独自性に富んだ創意工夫や考え方の特徴
	随時訪問の提供方法	サービス提供圏域をカバーするための随時訪問の提供方法に関する工夫や取組み、サービス提供困難時の対応。随時訪問を他の訪問介護事業所や訪問看護事業所に委託で行う場合は、連携体制や委託条件など

人員・設備基準等

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、厚生労働省基準省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に従って、適正な運営や設備を確保する必要があります。以下にその概要を示しますが、詳細については、本市条例及び基準省令とその解釈通知等を必ず参照してください。

Ⅰ 人員基準（抜粋）

職種資格等必要な員数等

職種		資格等	必要な員数等
訪問介護員等	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	介護福祉士	・交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	介護職員初任者研修修了者 介護福祉士実務者研修修了者等	・提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供にあたる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上
看護職員（注1）		保健師、看護師、准看護師	・常勤換算方法で2.5以上 ・常時オンコール体制を確保 ・看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師とする ・看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、当該事業所との連絡体制が確保された者
オペレーター		看護師、介護福祉士等（注2）	・提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要な数以上 ・利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種及び同一敷地内の他の事業所の他の職務への従事可能 ・オペレーターのうち1名以上は、常勤の看護師、介護福祉士等（注2）とする
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士			・当該事業所の実情に応じた適当数 ・配置しないことも可能
計画作成責任者		上記の従事者であって、看護師、介護福祉士等（注2）のうち、1人以上	
管理者			・常勤・専従の者 ・当該事業所の職務や同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事可能

（注1）介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種

（注2）看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

2 設備基準（抜粋）

種類	内容
事務室	① 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保しているか ② 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務所であっても差し支えない。
機器	① 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるか ② 利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、通報を受けた際に瞬時にそれらの情報が把握できるシステムとなっているか

※ オペレーションセンターの設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能

※ 利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能